

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月公告第4号）の一部を次のように改正し、2024年8月1日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。</p> <p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 <u>第1号に定める額</u>とする。</p> <p>ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680円とする。</p> <p>ハ <u>エアポート号及び「ノロッコ」車両で運転する列車</u>に対して発売する大人座席指定料金 <u>840円</u>とする。</p>	<p>(大人座席指定料金)</p> <p>第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。</p> <p>(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 <u>840円</u>とする。</p> <p>ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680円とする。</p> <p>ハ <u>ホームライナー号</u>に対して発売する大人座席指定料金 <u>530円</u>とする。</p>
(以下略)	(以下略)